

あなたの意見を市政に反映

守谷市手話言語条例（案） への意見を募集します！

市では、手話は言語であるとの認識に基づき、誰もが手話に対する理解の広がりを感じることができ、全てのひとが地域社会で共生することができるまちの実現を目指しています。

そこで、市では「守谷市手話言語条例（案）」を作成しました。

この条例は、市民の皆さんから提出された意見等を考慮して、最終的に決定しますので、条例（案）に対する皆さんの意見を下記のとおりお寄せください。

皆さんから提出された意見等の概要、意見等に対する本市の考え方や修正内容についても公表いたします。

【案の公表期間及び意見募集期間】

令和7年11月14日（金）から令和7年12月14日（日）まで

【案の入手方法】

■ 閲覧・配布

市役所健幸長寿課、市役所総務課、文化会館、保健センター

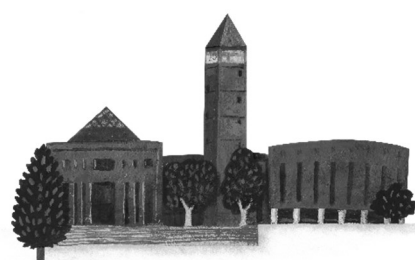
■ インターネット

守谷市ホームページ

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

【公表案】

- ・守谷市手話言語条例（案）
- ・守谷市手話言語条例（案）について



【意見を提出できる方】

- ・守谷市内に住所がある方
- ・守谷市内に事務所又は事業所がある方及び法人や団体
- ・守谷市内の事務所又は事業所に勤務している方
- ・守谷市内の学校に在学している方
- ・守谷市に対し納税義務がある方及び法人や団体
- ・上記のほか、本事案に利害関係がある方及び法人や団体

【意見の提出方法】

意見書には、提出者の住所・氏名・電話番号を必ず記入して、次のいずれかの方法で提出してください（意見書の様式は特に問いません）。

◎直接持参

守谷市役所 健幸長寿課（市役所1階）まで書面で提出

◎郵便（はがき又は封書）

〒302-0198 守谷市大柏950番地の1

守谷市役所 健幸長寿課宛て

◎FAX

0297-45-6527（市役所健幸長寿課）

◎電子メール

kenkou@city.moriya.ibaraki.jp

※提出いただいた意見等の概要につきましては、公共施設窓口及び守谷市ホームページにて公表させていただきます。ただし、個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレスなど）は表記しません。また、提出いただいた意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。

パブリック・コメントは、いただいた御意見や情報の内容を考慮して施策等の策定を行うものであり、施策等の賛否を問うためのものではありません。

【問い合わせ先】

守谷市役所 健幸長寿課

〒302-0198 守谷市大柏950番地の1

TEL 0297-45-1111 内線170

FAX 0297-45-6527

電子メール kenkou@city.moriya.ibaraki.jp